

判決年月日	平成28年1月20日	担当部	知的財産高等裁判所 第4部
事件番号	平成27年(行ケ)10159号		
○ 本願商標については、全体として一体的に観察し、又は著名な「Reebok」の文字部分を抽出して、引用商標との類否を判断するのが相当であり、本願商標は引用商標と類似しないとした事例。			

(関連条文) 商標法4条1項11号

(関連する権利番号等) 商願2013-51911号, 不服2014-25616号, 商標登録番号第5532571号

判 決 要 旨

【本願商標】



指定商品：第25類「履物，運動用特殊靴，帽子・その他の被服，ガーター，靴下止め，ズボンつり，バンド，ベルト，仮装用衣服，運動用特殊衣服」

【引用商標】

ROYAL FLAG

登録第5532571号

指定商品：第25類「被服，ガーター，靴下止め，ズボンつり，バンド，ベルト，履物，仮装用衣服，運動用特殊衣服，運動用特殊靴」

1 本願商標に係る拒絶査定不服審判請求について、審決は、本願商標は、引用商標と類似する商標であり、かつ、本願商標の指定商品と引用商標の指定商品とは、同一又は類似するものであるから、商標法4条1項11号に該当し、商標登録を受けることができない旨判断した。

2 これに対し、本判決は、大要以下のとおり判断し、本願商標を全体として一体的に観察し、又は「Reebok」の文字部分を抽出して、引用商標との類否を判断し、本願

商標は、引用商標に類似しないというべきであるから、本願商標が商標法4条1項11号に該当するとした本件審決の判断には誤りがあるとして、審決を取り消した。

(1) 本願商標の構成中の「ROYAL FLAG」の文字部分を抽出することの可否について

本願商標は、その外観上、「Reebok」の文字部分、図形部分及び「ROYAL FLAG」の文字部分を組み合わせて成る結合商標であると認められるが、…右側に鋭角の頂点を有する黒地の三角形の左端に縦に白線を表し、当該三角形全体を左から右に波打つように旗状に表した図形を中央に大きく配し、その上段に、「Reebok」の文字を図案化された特徴のある書体で表し、図形の下段に「ROYAL」及び「FLAG」の各文字を1文字程度の間隔を空けて、上段の文字部分よりも小さく、かつ細いゴシック体で表して成るものであり、全体としてまとまりよく表されている。これに加え、中央に配された図形の大きさ及びその形状並びにその上段に配された「Reebok」の文字の大きさ及びその図案化された特徴のある書体に比べ、図形部分の下段に配された「ROYAL FLAG」の文字部分は、小さく、すなわち「ROYAL FLAG」の冒頭の「R」と「Reebok」の冒頭の「R」の文字の大きさを比べると、前者は後者の10分の1程度の大きさしかなく、かつ細い文字で表され、しかも、ゴシック体という一般的な書体であるから、その外観上、「ROYAL FLAG」の文字部分だけが独立して見る者の注意をひくように構成されているということとはできない。

また、「ROYAL FLAG」という一連の語は、既成語として辞書に掲載されているものではないが、…一般的な英単語をつないだものにすぎないというべきである。そして、「ROYAL FLAG」の文字部分は、それ自体が自他商品を識別する機能が全くないというわけではないものの、商品の出所識別標識として強く支配的な印象を与える「Reebok」の文字部分との対比においては、取引者、需要者に対し、商品の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものであるということとはできず、本件全証拠によるも、このようにいえるだけの事情を認めるに足りない。

したがって、本願商標の構成のうち「ROYAL FLAG」の文字部分だけを抽出して、引用商標と比較して類否を判断することは相当ではない。

そうすると、本願商標については、全体として一体的に観察し、又は商品の出所識別標識として強く支配的な印象を与える「Reebok」の文字部分を抽出して、引用商標との類否を判断するのが相当である。

(2) 本願商標と引用商標との類否について

本願商標と引用商標とを対比すると、本願商標と引用商標とは、「ROYAL FLAG」の構成を有する点で共通するものの、本願商標は中央に旗状の図形部分及びその上段に「Reebok」の文字部分の各構成を有するのに対し、引用商標はこれらの構成を有しないから、両商標は、外観を異にする。

また、本願商標からは、「リーボックロイヤルフラッグ」又は「リーボック」との称呼

が生じ、「リーボックの展開する「ROYAL FLAG」（王の旗）という商品シリーズ」又は「リーボック」といった観念が生じるのに対し、引用商標からは、「ロイヤルフラッグ」の称呼及び「王の旗」の観念が生じることが認められるから、本願商標と引用商標とは、称呼及び観念を異にする。

そうすると、本願商標と引用商標とが、その外観、称呼及び観念において相違することに加え、…取引の実情をも考慮すれば、本願商標と引用商標とが、同一又は類似する商品に使用されたとしても、取引者、需要者において、その商品の出所について誤認混同を生ずるおそれがあると認めることはできない。